

手数料の徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、伊丹市手数料条例の規定に基づく伊丹市営住宅等に係る手数料の徴収に関する事務を次の通り委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

伊丹市長 中 田 慎 也

記

- 1 指定公金事務取扱者名称及び事務所の所在地
西宮市六湛寺町9番16号
日本管財株式会社
代表取締役社長 福田 慎太郎
- 2 委託した公金事務に係る歳入
入居証明手数料
家賃証明手数料
自動車保管場所使用承諾証明手数料
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 公金事務の委託をした日
令和8年4月1日

以上